

経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 国際第 1297 号）の新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成 17 年農林水産省令第 12 号。以下「省令」という。）<u>第 6 条</u>の規定に基づき、関税割当申請書等の記載の方法及び内容その他記入に関する事項について下記のとおり定め、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。なお、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定に基づく関税割当申請書等の記載要領（18 国際第 385 号）は廃止する。 1 関税割当申請書（省令別記様式第 1） （1）（略） （2）ア～カ（略） キ 申請の明細中「品名」の欄には、「関税率表番号」の欄に記入した税番の<u>実行</u>関税率表上の名称又は一般的な名称等を記入する。 <u>6 代理人による各種申請及び報告書類の作成及び提出</u> <u>（1）1 及び 3 から 5 までに該当する各種申請書（申請書及びこれに添付すべき書類、再交付申請理由書、関税割当証明書内容変更届出書その他これらに類する書類）及び各種報告書（以下「申請・報告書類」という。）の作成及び提出を 1 の(1)に該当する申請者本人及び報告者本人（以下「申請・報告当事者」という。）から依頼を受けて代理で行うことができる者は、行政書士又は行政書士法人（以下「適格代理人」という。）に限る。</u> <u>（2）適格代理人が作成及び提出する申請・報告書類における申請者氏名（名称）及び申請者住所は、当該当事者の申請者氏名（名称）及び申請者住所に加え、適格代理人の登録番号、氏名、事務所名称及び事務所所在地も併記する。この場合において、当該当</u>	経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成 17 年農林水産省令第 12 号。以下「省令」という。）<u>第 5 条</u>の規定に基づき、関税割当申請書等の記載の方法及び内容その他記入に関する事項について下記のとおり定め、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。なお、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定に基づく関税割当申請書等の記載要領（18 国際第 385 号）は廃止する。 1 関税割当申請書（省令別記様式第 1） （1）（略） （2）ア～カ（略） キ 申請の明細中「品名」の欄には、「関税率表番号」の欄に記入した税番の<u>実効</u>関税率表上の名称又は一般的な名称等を記入する。 （新設）

改 正 後	現 行
<u>事者は、適格代理人に対して依頼の内容を記載した委任状（記載要領様式第3）を作成し、適格代理人が申請・報告書類に当該委任状を添えて、受付担当課に提出する。</u> <u>7</u> その他 （1）（略） （2）（略） <u>記載要領様式第3</u> 令和 年 月 日 委 任 状 農林水産大臣 殿 [委任者] 申請者氏名（名称） 申 請 者 住 所 代 表 者 名 私は、記載要領の6に基づき、下記の者を代理人と定め、令和年度関税割当てに係る各種申請及び報告書類の作成及び提出（☐作成及び提出 ☐作成 ☐提出）を委任（該当する☐委任事項に☒を入れること。）します。 記 [代理人（行政書士又は行政書士法人に限る。）：行政書士証票を提示すること。] 登 録 番 号 氏 名 事務所名称 事務所所在地	<u>6</u> その他 （1）（略） （2）（略） （新設）

改 正 後	現 行
事務所電話番号 メールアドレス 注 提出日前、1 か月以内に作成されたものに限る。	

附 則

この通知は、令和8年1月1日以降に割当てを受ける関税割当申請から適用する。